



# 鳥取県公報

平成15年6月13日(金)  
号外第85号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	騒音規制法による規制地域及び規制基準(378)(環境政策課)..... 1
	特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定(379) ( )..... 2
	指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域の指定(380)( )..... 2
	悪臭防止法による規制地域及び規制基準(381)( )..... 3
	振動規制法による地域の指定及び規制基準(382)( )..... 6
	振動規制法施行規則別表第1付表第1号に規定する区域の指定(383)( )..... 6
	振動規制法施行規則別表第2の備考1に規定する区域の指定等(384)( )..... 7

## 告 示

### 鳥取県告示第378号

騒音規制法(昭和43年法律第98号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域を指定し、並びに同法第4条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する騒音についての規制基準を次のとおり定め、平成15年6月13日から施行する。

昭和49年鳥取県告示第778号(騒音規制法による規制地域及び規制基準について)、昭和50年鳥取県告示第476号(騒音規制法による規制地域及び規制基準について)及び昭和54年鳥取県告示第575号(騒音規制法による規制地域及び規制基準について)は、平成15年6月12日限り廃止する。

この告示の施行の際現に法第2条第1項に規定する特定施設を設置している者(設置の工事をしている者を含む。)に係るこの告示による規制基準値がその者に係る従前の規則基準値未満となる場合におけるその者に係る規制基準値は、この告示の施行の日から3年間は、なお従前の例による。

平成15年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域  
鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡国府町、八頭郡家町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域
- 2 特定工場等において発生する騒音についての規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間 (午前8時から 午後7時まで)	朝・夕 (午前6時から 午前8時まで及 び午後7時から 午後10時まで)	夜間 (午後10時から 翌日の午前6時 まで)
第1種区域	別図において緑色で表示した区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
第2種区域	別図において黄色で表示した区域	60デシベル	50デシベル	45デシベル
第3種区域	別図において赤色で表示した区域	65デシベル	65デシベル	50デシベル
第4種区域	別図において青色で表示した区域	70デシベル	70デシベル	65デシベル

(「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

#### 鳥取県告示第379号

昭和43年<sup>厚生省</sup><sub>建設省</sub>告示第1号(特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準)別表第1号の規定により騒音規制法(昭和43年法律第98号)第3条第1項の規定により指定された区域のうち、同号イから八までのいずれかに該当する区域として次の区域を指定し、平成15年6月13日から施行する。

昭和49年鳥取県告示第779号(特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定について)、昭和50年鳥取県告示第477号(特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定について)及び昭和54年鳥取県告示第576号(特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準が適用される区域の指定について)は、平成15年6月12日限り廃止する。

平成15年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 平成15年鳥取県告示第378号(以下「告示第378号」という。)において第1種区域、第2種区域又は第3種区域とされた区域
- 告示第378号において第4種区域とされた区域のうち、次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域
  - 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
  - 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
  - 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
  - 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
  - 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

#### 鳥取県告示第380号

騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令(平成12年総理府令第15号)別表の備考に規定するa区域、b区域及びc区域を次のとおり定め、平成15年6月13日から施行する。

昭和49年鳥取県告示第780号(指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域等の指定について)、昭和50年鳥取県告示第478号(指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域等の指定について)及び昭

和54年鳥取県告示第577号（指定地域内における自動車騒音の限度が適用される区域等の指定について）は、平成15年 6月13日限り廃止する。

平成15年 6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡国府町、八頭郡郡家町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域

a 区域 別図において緑色で示した区域

b 区域 別図において黄色で示した区域

c 区域 別図において赤色で示した区域

（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

**鳥取県告示第381号**

悪臭防止法（昭和46年法律第91号）第 3 条の規定に基づき、規制地域を次のとおり指定し、及び同法第 4 条第 1 項の規定に基づき規制基準を次のとおり定め、平成15年 6月13日から施行する。

平成 5 年鳥取県告示第307号（悪臭防止法による規制地域の指定等について）及び平成 9 年鳥取県告示第217号（悪臭防止法による規制地域の指定等の一部改正について）は、平成15年 6月12日限り廃止する。

平成15年 6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

**1 規制地域**

鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡国府町、岩美町及び福部村、八頭郡郡家町、船岡町、河原町、八東町、用瀬町、佐治村及び智頭町、気高郡気高町、鹿野町及び青谷町、東伯郡羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町、大栄町、東伯町及び赤碕町並びに西伯郡西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町、名和町及び中山町の区域のうち別図に示す地域

**2 規制基準**

（ 1 ） 悪臭防止法第 4 条第 1 項第 1 号の規制基準は、次の表の規制地域の区分の欄に掲げる区域及び同表の特定悪臭物質の欄に掲げる特定悪臭物質の種類ごとに、それぞれ同表に定める値とする。

規制地域の区分		特定悪臭物質				
		アンモニア	メチルメルカプタン	硫化水素	硫化メチル	二硫化メチル
A 区域	別図において赤色で表示した区域	1 ppm	0.002ppm	0.02ppm	0.01ppm	0.009ppm
B 区域	別図において緑色で表示した区域	2 ppm	0.004ppm	0.06ppm	0.05ppm	0.009ppm
C 区域	別図において青色で表示した区域	5 ppm	0.01ppm	0.2ppm	0.2ppm	0.009ppm

規制地域の区分		特定悪臭物質				
		トリメチルアミン	アセトアルデヒド	プロピオンアルデヒド	ノルマルブチルアルデヒド	イソブチルアルデヒド
A 区域	別図において赤色で表示した区域	0.005ppm	0.05ppm	0.05ppm	0.009ppm	0.02ppm
B 区域	別図において緑色で表示した区域	0.02ppm	0.05ppm	0.05ppm	0.009ppm	0.02ppm
C 区域	別図において青色で表示した区域	0.07ppm	0.05ppm	0.05ppm	0.009ppm	0.02ppm

規制地域の区分		特定悪臭物質				
		ノルマルバレールアルデヒド	イソバレールアルデヒド	イソブタノール	酢酸エチル	メチルイソブチルケトン
A 区域	別図において赤色で表示した区域	0.009ppm	0.003ppm	0.9ppm	3 ppm	1 ppm
B 区域	別図において緑色で表示した区域	0.009ppm	0.003ppm	0.9ppm	3 ppm	1 ppm
C 区域	別図において青色で表示した区域	0.009ppm	0.003ppm	0.9ppm	3 ppm	1 ppm

規制地域の区分		特定悪臭物質				
		トルエン	スチレン	キシレン	プロピオン酸	ノルマル酪酸
A 区域	別図において赤色で表示した区域	10ppm	0.4ppm	1 ppm	0.03ppm	0.001ppm
B 区域	別図において緑色で表示した区域	10ppm	0.4ppm	1 ppm	0.03ppm	0.001ppm
C 区域	別図において青色で表示した区域	10ppm	0.4ppm	1 ppm	0.03ppm	0.001ppm

規制地域の区分		特定悪臭物質	
		ノルマル吉草酸	イソ吉草酸
A 区域	別図において赤色で表示した区域	0.0009ppm	0.001ppm
B 区域	別図において緑色で表示した区域	0.0009ppm	0.001ppm
C 区域	別図において青色で表示した区域	0.0009ppm	0.001ppm

(2) 法第4条第1項第2号の規制基準は、次に定めるところによるものとする。

ア 特定悪臭物質(メチルメルカプタン、硫化メチル、二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレン、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。)の種類ごとに次の式により算出して得た流量とする。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

この式において、 $q$ 、 $H_e$ 及び $C_m$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$q$  流量(単位 温度摂氏零度、圧力一気圧の状態に換算した立方メートル毎時)

$H_e$  次のイに規定する方法により補正された排出口の高さ(単位 メートル)

$C_m$  (1)により特定悪臭物質の規制基準として定められた値(単位 百万分率)

次のイに規定する方法により補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合については、法第4条第1項第2号の規制基準は、適用しないものとする。

イ 排出口の高さの補正は、次の算式により行うものとする。

$$H_e = H_o + 0.65 (H_m + H_t)$$

$$H_m = \frac{0.795 \sqrt{Q \times V}}{1 + \frac{2.58}{V}}$$

$$H_t = 2.01 \times 10^{-3} \times Q \times (T - 288) \times (2.301 \log J + \frac{1}{J} - 1)$$

$$J = \frac{1}{\sqrt{Q \times V}} (1460 - 296 \times \frac{V}{T - 288}) + 1$$

これらの式において、 $H_e$ 、 $H_o$ 、 $Q$ 、 $V$ 及び $T$ は、それぞれ次の値を表すものとする。

$H_e$  補正された排出口の高さ(単位 メートル)

$H_o$  排出口の実際の高さ(単位 メートル)

$Q$  温度摂氏15度における排出ガスの流量(単位 立方メートル毎秒)

$V$  排出ガスの排出速度(単位 メートル毎秒)

$T$  排出ガスの温度(単位 絶対温度)

(3) 法第4条第1項第3号の規制基準は、次の表の特定悪臭物質の欄に掲げる特定悪臭物質の種類、排出水の量の欄に掲げる事業場から敷地外に排出される排出水の量及び規制地域の区分欄に掲げる区域ごとに、それぞれ同表に定める値とする。

特定悪臭物質	排出水の量	規制地域の区分		
		A区域	B区域	C区域
		別図において赤色で表示した部分	別図において緑色で表示した部分	別図において青色で表示した部分
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03mg/ℓ	0.06mg/ℓ	0.2mg/ℓ
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007mg/ℓ	0.01mg/ℓ	0.03mg/ℓ
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002mg/ℓ	0.003mg/ℓ	0.007mg/ℓ
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1mg/ℓ	0.3mg/ℓ	1mg/ℓ
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02mg/ℓ	0.07mg/ℓ	0.2mg/ℓ
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005mg/ℓ	0.02mg/ℓ	0.05mg/ℓ
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3mg/ℓ	2mg/ℓ	6mg/ℓ
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.07mg/ℓ	0.3mg/ℓ	1mg/ℓ
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01mg/ℓ	0.07mg/ℓ	0.3mg/ℓ
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6mg/ℓ	2mg/ℓ	6mg/ℓ
	0.001立方メートル毎秒を超え、0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1mg/ℓ	0.4mg/ℓ	1mg/ℓ
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03mg/ℓ	0.09mg/ℓ	0.3mg/ℓ

(「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。)

**鳥取県告示第382号**

振動規制法（昭和51年法律第64号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認められる地域を指定し、及び同法第4条第1項の規定に基づき、特定工場等において発生する振動についての規制基準を次のとおり定め、平成15年6月13日から施行する。

昭和53年鳥取県告示第531号（振動規制法第3条第1項の規定による地域及び第4条第1項の規定による規制基準について）及び昭和59年鳥取県告示第360号（振動規制法による地域の指定等について）は、平成15年6月12日限り廃止する。

この告示の施行の際現に法第2条第1項に規定する特定施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）に係るこの告示による規制基準値がその者に係る従前の規制基準値未満となる場合におけるその者に係る規制基準値は、この告示の施行の日から3年間は、なお従前の例による。

平成15年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域  
鳥取市、米子市、倉吉市、境港市、岩美郡国府町及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図に示す地域
- 2 特定工場等において発生する振動についての規制基準

時間の区分 区域の区分		昼間	夜間
		（午前8時から午後7時まで）	（午後7時から翌日の午前8時まで）
第1種区域	別図において黄色で表示した区域	60デシベル	55デシベル
第2種区域	別図において赤色及び青色で表示した区域	65デシベル	60デシベル

（「別図」は、省略し、その図面を鳥取県生活環境部環境政策課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）

**鳥取県告示第383号**

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第1付表第1号の規定により振動規制法（昭和51年法律第64号）第3条第1項の規定により指定された区域のうち、同号イから八までのいずれかに該当する区域として次の区域を指定し、平成15年6月13日から施行する。

昭和53年鳥取県告示第532号（振動規制法施行規則別表第1付表第1号に規定する区域について）及び昭和59年鳥取県告示第361号（振動規制法施行規則別表第1の付表の第1号に規定する区域の指定について）は、平成15年6月12日限り廃止する。

平成15年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 平成15年鳥取県告示第382号（以下「告示第382号」という。）の別図において黄色及び赤色で表示された区域
- 2 告示第382号の別図において青色で表示された区域のうち次に掲げる施設の敷地の周囲80メートル以内の区域

- ( 1 ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- ( 2 ) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所
- ( 3 ) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- ( 4 ) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- ( 5 ) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム

**鳥取県告示第384号**

振動規制法施行規則(昭和51年総理府令第58号)別表第2の備考1の規定により第1種区域及び第2種区域を、並びに同表の備考2の規定により昼間及び夜間の時間を次のとおり定め、平成15年6月13日から施行する。

昭和53年鳥取県告示第533号(振動規制法施行規則別表第2の備考1に規定する区域及び同表の備考2に規定する時間について)及び昭和59年鳥取県告示第362号(振動規制法施行規則別表第2の備考1に規定する区域の指定等について)は、平成15年6月12日限り廃止する。

平成15年6月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

**1 区域**

第1種区域 平成15年鳥取県告示第382号(以下「告示第382号」という。)において第1種区域とされた区域

第2種区域 告示第382号において第2種区域とされた区域

**2 時間**

昼間 午前8時から午後7時まで

夜間 午後7時から翌日の午前8時まで

